

令和7年

第4回農業委員会通常総会 議事録

(令和7年4月25日開催)

武蔵野市農業委員会

令和7年第4回農業委員会通常総会 議事録

- 1 日時 令和7年4月25日（金曜日）午前9時30分
- 2 場所 武蔵野市役所西棟8階813会議室
- 3 議事
議案第5号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 4 協議・報告事項
 - (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (2) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
 - (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 - (4) 農家見学会について
 - (5) 農産物品評会について
 - (6) 農業振興基本計画の策定について
 - (7) 令和7年度生産緑地追加指定・再指定の受付について
 - (8) その他 会議等日程
- 5 出席委員

		2番	後藤幸治	君	
		4番	松本正人	君	
5番	北沢俊春	君	6番	下田誠一	君
7番	榎本英明	君	8番	土屋美恵子	君
9番	中村健二	君	10番	大谷壽子	君
11番	高橋栄治	君	12番	吉野憲二	君
13番	坂本和人	君	14番	櫻井義則	君
- 6 欠席委員

1番	榎本一宏	君
3番	森田茂紀	君
- 7 委員以外の出席者 議案第5号申請者

8 事務に従事した職員

局長	小池鉄哉君
課長補佐	合田宇宏君
主任	森麻衣子君
会計年度任用職員	浅賀恵津子君

事務局長 | それでは、ただいまより令和7年第4回農業委員会通常総会を開催したいと存じます。

それでは、後藤会長職務代理お願いいたします。

会長職務代理者 | では、ただいまより、農業委員会通常総会を開催いたします。

本日、榎本会長につきましては、御欠席の御連絡をいただいておりますため、私が議長を務めさせていただきます。

今回は総会ですので、事務局より会議の成立についての報告をお願いします。

事務局長 | 本日は14名中12名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、有効に成立していることを報告いたします。

会長職務代理者 | 署名委員は、7番榎本委員、8番土屋委員にお願いします。

なお、発言をされる際は、挙手をお願いします。事務局がマイクをお持ちします。

会長職務代理者 | それでは、議事に入ります。

議案第5号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

を上程します。

事務局より説明を求めます。

事務局 | [事務局説明]

11番 高橋委員 | 現地を確認しました。きちんと状況説明をしていただきました、これからの予定もお話されて、農地を十分に活かしています。これからも武蔵野市で農業を頑張って

いきたいとのことで十分に証明される農地であると判断します。

会長職務代理者

では、申請者をお呼びする前に、何か質問等はございますか。

[質疑なし]

会長職務代理者

では、これより申請者にご入室いただきます。
事務局は案内をお願いいたします。

[申請者 入室]

それでは、「相続税納税猶予適用についての農業委員会内規」に基づき、申請者にご出席いただきました。

まず申請者がお考えになっている長期的な目標と3か年の営農計画について、申請者からご説明をお願いいたします。

申請者

母から譲り受けた畑です。息子が跡を継いでくれればという望みを持ちながら頑張っていたと思います。なるべく草は生やさないよう処理したいと考えています。また、新しい野菜を考えています。特産品の生産も頑張っていますが、施設を修理しないとならないところです。

常に新しいものを取り入れながら、これからも頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

会長職務代理者

ありがとうございました。

これより申請者への質疑をお願いいたします。

5番 北沢委員

該当農地で収穫された野菜をぜひ秋の品評会では出品していただきますようお願いいたします。

申請者

うちでは主にキャベツ作っています。去年はネズミの被害があり、カリフラワーは全滅、ブロッコリーは半分も齧られてしまい商品として出せなかったので、ネズミ対策をしなければと考えています。

また、父から引き継いだ鉢物も作っていて数件のお客さまに出荷しているので、今後も続けていきたいと考えています。

あと、ミツバはここ最近止めていましたが、今季から作付けしたいと思います。あともう1点、新しい野菜も取り入れたいと考えています。

会長職務代理者

質疑も終了したようですので、申請者が相続税納税猶予を受けるにあたり、農業委員会に対し決意表明をいただきたいと思います。

申請者

今日はありがとうございます。息子が跡を継いでくれるかどうか、それを望みながら農業に励んでいきたいと思えます。よろしくお願ひします。

会長職務代理者

●●様ありがとうございました。
事務局はご案内をお願いいたします。

[申請者 退出]

会長職務代理者

これより採決に入りますが、最後に質疑等ございますでしょうか。

[質疑なし]

会長職務代理者

ないようでしたら、議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

[挙手の確認]

会長職務代理者

全員賛成ですので、本案は可決しました。

続きまして、協議・報告事項に入ります。

(1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転

用届出について

一括して事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

11番 高橋委員

●●さんの農地を確認し、息子さんと話をしました。自宅北側の農地はじゃがいもの作付けと●●、歩く部分は草がなく、トラクターを入れて綺麗にされていました。東側の畑はこれからニンジン、芋ほり用のじゃがいもが作付けされ、多少の草はありましたが、十分農地として管理されていたことを報告します。

13番 坂本委員

●●さんの農地を確認し、ご本人とも話をしました。これからも頑張りたいとのことで、綺麗にしっかり管理されて素晴らしい農地であったことを報告します。

14番 櫻井委員

●●さんの農地を確認しました。奥には果樹の柿があり、下草もなく整理され、通り沿いでは春作の準備を綺麗に耕うんされて、良好に管理されていました。

もうひとつの●●さんの農地、作付けの準備をされ、さつまいもの消毒や数多くの作物を作っています。最後の方は春大根を収穫していました。綺麗に農地管理されていたことを報告します。

会長職務代理者

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑なし〕

会長職務代理者

続きまして、

(4) 農家見学会について
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長職務代理者

以上について、何かご意見等ございますか。

●●さんに一度打診するという方向でよろしいでしょうか。

〔一同了承〕

会長職務代理者

続きまして、
（５）農産物品評会について
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長職務代理者

以上について、何かご質問やご意見等ございますか。

〔質疑なし〕

会長職務代理者

続きまして、
（６）農業振興基本計画の策定について
事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長職務代理者

10年の大事な計画となります、農業委員の皆さまから
もご意見をいただきたいと思えます。
以上について、何かご質問等ございますか。

5番 北沢委員

現時点での農業振興基本計画の5年間の総括はありま
すか。

事務局

農業振興基本計画と産業振興計画の異なる点は、総括
を行うことを明記していない点です。今回、策定委員会
を設置するにあたり、その点も検討した結果、農業委員
会という独立した行政委員会があるという、他の計画で
は見られない稀有な状況ですので、これまでの5年間な
いし10年間の振り返りについて、皆さまからもご意見を
いただければと思えます。

また、第1回の策定委員会では本市農業の現況と経過
について振り返りを行い、見直しを行います。そこから
次の10年に向けて新たな計画を考えたいと思えます。

会長職務代理者

続きまして、
（７）令和7年度生産緑地追加指定・再指定の受付に

ついて

事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長職務代理者

生産緑地については本市でも年々減っています。他の課と連携しながら、現状にあった条件で少しでも残せるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

5番 北沢委員

これらのルールを図に表すことは出来ないでしょうか。図解の方が自分の農地が対象になるのか分かりやすく、読んだ方が納得できるのではないのでしょうか。

もうひとつ、追加・再指定というのは、特定生産緑地のことですか。

事務局

農業会議が参考資料で作っているような図を活用させていただくことも手法としてありますが、はっきりした要件があるというよりは、個別の状況によって判断することになるので、図として表記するのは難しいです。

細かい要件については、まちづくり推進課がガイドとして出していますが、まずは事務局にご相談いただき、まちづくり推進課と調整する形になるので、図にするのは控えさせていただきました。

もう1点について、再指定とは10年の特定生産緑地ではなく、あくまで再指定ですので、30年の生産緑地になります。

例えば、以前に1千平米の生産緑地を持っていて買取申出をしましたが、実際の買取りは半分だけで500平米残ってしまった場合、その部分が対象となります。

再指定とは、一度生産緑地に指定したけれど何らかの事情で解除し、もう一度生産緑地にしたいということになりますので、30年の営農が必要になります。

平成4年に生産緑地法が制定され、令和4年に30年を迎えた際は、特定生産緑地に移行するのか、または生産緑地を解除して買取申出をするのか、この時には農地が減少するのではと言われていましたが、ほとんどの農地は特定生産緑地指定となりました。次の10年後は更新をせず買取申出となる可能性もあるということで、重要な

局面を迎えます。

先ほどから申し上げているとおり、生産緑地は30年の最初の部分にあたります。

課税の話になるとまた別で、都市計画部門でも考え方が異なりますが、生産緑地とは概ね生産緑地と特定生産緑地の2種類になります。

会長職務代理者

武蔵野市ではほとんどの農地は特定生産緑地ですが、一度生産緑地を解除した後、状況が変わり再度生産緑地にする場合は、たとえ30年を経過した場合であっても、特定生産緑地になるのではなく生産緑地30年の1年からスタートになるということです。

事務局

職代がおっしゃったのが再指定にあたります。当市では95%近くの農地が特定生産緑地になっていますが、次の令和14年にその農地がまた10年継続いただけるかというのが、先ほどの農業振興基本計画での重要なポイントになります。

会長職務代理者

農家さんに分かるよう、丁寧に説明することは大事だと思います。

最後に、（8）その他 会議等日程 事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長職務代理者

最後に委員の皆様や事務局から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、本日の通常総会を終了いたします。

この後に、隣の812会議室で、認定書交付式を開催いたしますので、引き続き御出席ください。

ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午前10時35分